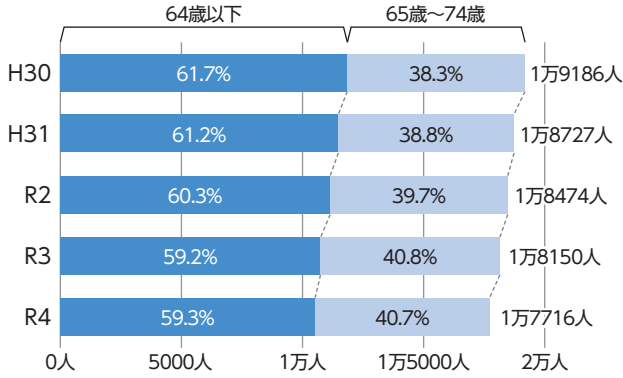


改正の背景

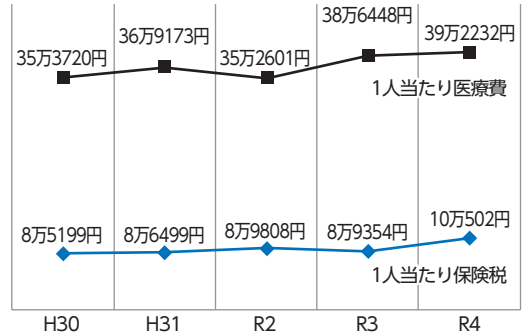
(1) 被保険者数の減少・被保険者の高齢化

国保加入者は年々減少しています。また、65歳以上の被保険者の割合も4割を超えており、保険税収入の減少や1人当たりの医療費増加の要因となっています。

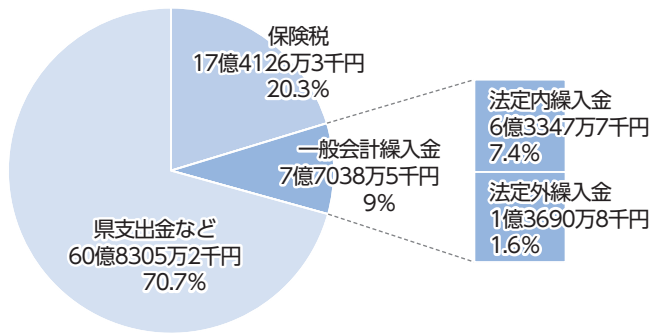


(2) 医療費の増加

1人当たりの医療費は年々増加しており、その医療費を賄うために、保険税率を上げざるを得ない状況となっています。



(3) 赤字（法定外繰入金）の状況（令和4年度）

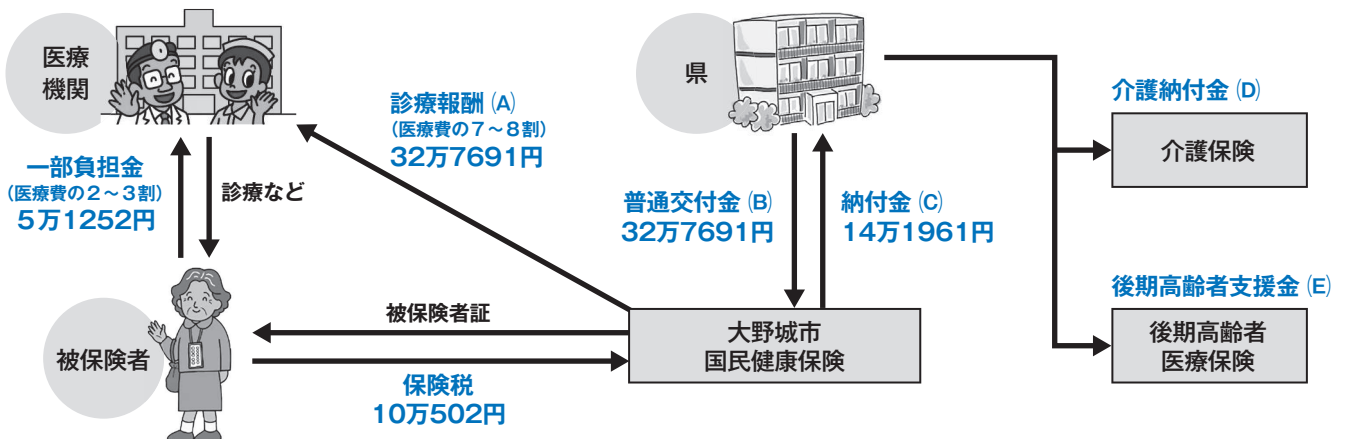


赤字（法定外繰入金）とは？

国保事業は一般会計と区別して運営していますが、歳出超過のため、不足分を一般会計から補填しています。一般会計の財源は、国保加入者以外からの税金も含まれているため、負担の公平性が保たれない状況となっています。今回の税率改定により、令和6年度は収支の均衡を図ることができる見込みです。しかし、今後も被保険者の減少と1人当たりの医療費の増加が続くことが考えられ、計画的・段階的に税率を見直す必要があります。

医療費負担の仕組み（令和4年度決算ベース・1人当たりの平均額）

医療機関へ支払っている診療報酬(A)は県から普通交付金(B)として交付されます。県は県内全体の診療報酬を賄うため、各市町村国保から納付金(C)を徴収しています。納付金(C)は(B)・(D)・(E)にそれぞれ分配されます。



●問い合わせ先 国保年金課 ☎(580)1846